

国地契第45号
国官技第186号
国営計第70号
国港総第291号
国港技第71号
平成24年10月26日

東北地方整備局 総務部長
企画部長
営繕部長
港湾空港部長 あて

大臣官房
地方課長
技術調査課長
官庁営繕部計画課長
港湾局
総務課長
技術企画課長

「直轄事業における復旧・復興工事のための共同企業体の当面の取扱いについて」
の一部改正について

東日本大震災において特に被災の大きい岩手県、宮城県及び福島県における建設工事については、復旧・復興工事の円滑な施工を確保するため、復旧・復興建設工事共同企業体（以下「復興JV」という。）の制度が試行されているところであるが、今般、更なる入札不調対策として、登録できる復興JVの数の拡大を行う等復興JVの当面の取扱いを改正する旨「復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて」（平成24年10月10日付け国土入企第19号）により通知されたところである。

これに基づき、「直轄事業における復旧・復興工事のための共同企業体の当面の取扱いについて」（平成24年3月29日付け国地契第105号、国官技第368号、国営計第120号、国港総第755号、国港技第152号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

記4. (1)中「2」を「3」に改める。